

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市条例第 1 0 号

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に、「第 1 3 条」を「第 1 3 条第 1 項若しくは第 1 3 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 中第 1 3 条の改正規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 3 1 号）附則第 1 条第 6 号に定める日から施行する。